

第 4 章 人権課題への取組

5 障がいのある人の人権

【現状と課題】

- 障がいのある人の人権問題の国際的な取組は、1981（昭和56）年の「国際障害者年」を契機として、国際的な進展が図られてきており、2006（平成18）年には、全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が国連総会で採択され、日本は、2007（平成19）年に署名しました。
- 国内では、2011（平成23）年に、障がいのある人への施策の基本となる事項を定めた「障害者基本法」の改正、2012（平成24）年には、身体、知的、精神の3障がいのサービスの一元化などを定めた障害者自立支援法が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として制定され、共生社会の実現に向けて社会的障壁を除去することが理念として掲げられたことや、制度の狭間となっていた難病などが障がい者・障がい児の対象に加わりました。2013（平成25）年には、障がいのある人に対して不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮を行うことなどを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立（2016（平成28）年施行、2021（令和3）年一部改正成立）、さらに同年「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用の分野における障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務などが定められるなど、関係法の整備が進められ、2014（平成26）年に障害者権利条約に批准しました。
- 障害者総合支援法は、法律の施行から3年後を目途に、障害福祉サービスの在り方などに検討を踏まえた見直しを行うとされていたことから2016（平成28）年に改正され、生活や就労に関する新たなサービスの創設などが盛り込まれ、2020（令和2）年には、全ての地域住民が支え、助けあえる地域共生社会の実現を図るため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました（2021（令和3）年施行）。
- 市では、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の趣旨等を踏まえ、「障がい者基本計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体的にまとめた「丹波市障がい者・障がい児福祉プラン」策定し、基本理念「だれもが主体的に暮らし、共に育ち支えあうまちづくり」のもと、障がいのあるなしに関わらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し支えあう共生社会を実現するために、あらゆる場面において、わけ隔てることなく、社会の構成員として社会活動に参加できるような体制づくりや意識の醸成を推進しています。
- 障がいのある人が、地域の一員として日常生活や社会生活を送ろうとすると、様々な社会的障壁があります。また、障がいのある人に対する偏見や差別意識等もあります。2020（令和2）年に障がいのある人を対象に行った「第6期丹波市障がい福祉計画等策定に係る実態調査」では、約3割の人が、障害があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがあると回答しており、市においても障がいを理由とした差別が発生している状況となっています。また、2018（平

成30)年に行った「人権に関する意識調査」では、障がいのある人への人権問題に対して、「乗り物への乗車・入店拒否」や「障がい者の雇用」、「多動の子どもに対するしつけ」について、障がいのある人の人権を守ろうとする立場の回答は7割から8割となりました。しかし、「精神に障がいがある人に不安を感じる」ことに同調する回答が約7割ありました。障がいのあるなしに関わらず、誰もが住みなれた地域に安心して暮らせるよう、障がいの理解に向けた取り組みや障がいのある人が働ける環境づくり、生活支援体制の整備、福祉サービスの充実などを進めていく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進

- 障がいのあるなしに関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会の形成を目指し、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを推進します。
- 小中学校で実施される障がいへの理解を深めるための講座に講師を派遣する丹波市障がい者理解促進研修・啓発事業を活用し、義務教育期間中において障がいのある人等への理解や人権意識を醸成するための教育を進めていきます。
- 障がい者への差別や偏見等をなくし、障がいや障がい者への理解を深めるため、「障害者週間」(12月3日～9日)の周知や障がいのことを知る出前講座の実施など、障がいや障がいのある人に対する理解を深める広報や啓発活動に努めます。
- 日常生活において障がいのある人と障がいのない人がふれあい、交流をすることによって、障がいについての理解を深め人権尊重の意識を高める活動に関係機関と連携して推進します。
- 「障害者差別解消法」や「丹波市丹(まごころ)の里手話言語条例」の趣旨や内容について、あらゆる場を通じて、市民に広く周知します。

(2) 企業等における障がいのある人への理解の促進

- 企業等に対して丹波市障がい者理解促進研修・啓発事業について周知し、企業等で実施される障がいへの理解を深めるための講座に講師を派遣するなど、障がいのある人と企業等の双方が安心して雇用を継続できるよう支援します。
- 丹波障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関とが連携し、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを行うよう企業等へ働きかけを行うことで、障がいのある人が活躍しやすい企業等を増やす取組をすすめていきます。

(3) 暮らしやすいまちづくりの推進

- 障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい環境整備を推進するため、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
- 建物などの物理的なバリアフリー化はもとより、就職試験が制限されるなどの制度的なバリアフリー化、障がいのある人の人権に配慮した接遇や情報の提供など情報のバリアフリー化に努めるとともに、事業者に対してもバリアフリー化の推進について周知します。

- 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めるためにコミュニケーションをとり、支え合うことで、意識的なバリアを取り除く、地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組を関係機関と連携しながら進めます。
- 権利擁護支援センターを設置し、関係機関等と連携しながら、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、適切かつ丁寧な意思決定支援を実施するよう努めます。

(4) 障がいのある人への虐待防止

- 障がいのある人への虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、「丹波市障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域連絡会」において、障がいのある人への虐待防止対策の検討、普及啓発、情報交換や研修などを行い、地域関係機関のネットワークの強化を図っていきます。
- 虐待の早期発見に向けて、丹波市障がい者虐待防止センターの周知を図り、虐待の通報や届出に対する迅速かつ適切な対応に努めます。
- 市内の障害福祉サービス事業所等が開催する障がい者虐待防止に関する研修会等に講師を派遣し、障がいのある人への虐待防止に関する基礎知識、障がいのある人の権利擁護に関する啓発等を行います。

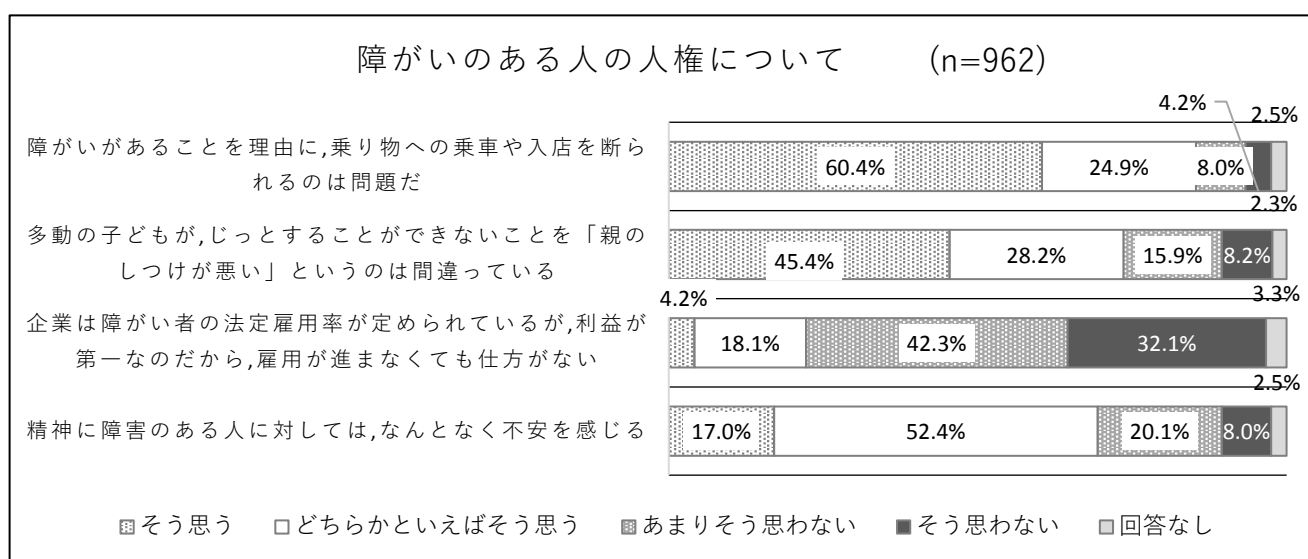
【参考】

2018（平成30）年実施「人権に関する市民意識調査の結果（抜粋）」

○障がいのある人の人権について

「乗り物への乗車・入店拒否は問題である」ことについて賛成する回答が8割台半ばとなり、「障がい者の雇用」、「多動の子どもに対するしつけ」についても、障がいのある人の人権を守ろうとする立場の回答は、7割を超えました。しかし、「精神に障がいがある人に不安を感じる」ことに同調する回答が約7割となっており、精神疾患や精神障がい者に対する正しい理解の普及・啓発に取り組む必要があります。

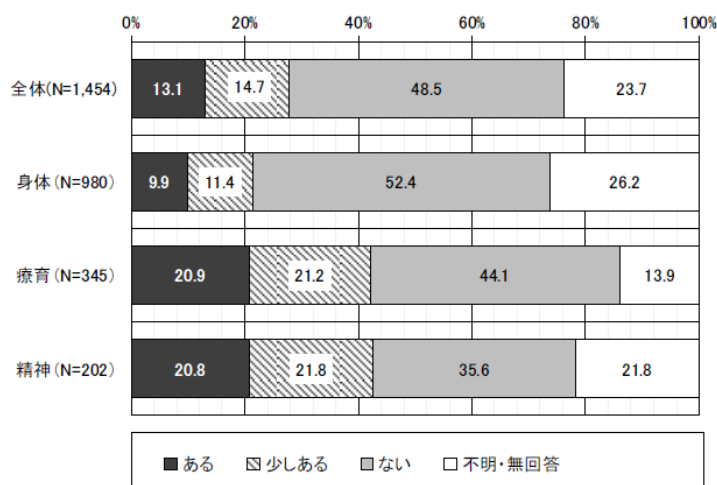
性別では、「多動の子どもに対するしつけ」、「精神に障がいがある人に不安を感じる」で男性の積極的回答の割合が低くなっています。また、年齢別では、「乗り物への乗車・入店拒否は問題である」、「多動の子どもに対するしつけ」で、いずれも高い年代層の積極的回答の割合が低くなっています



2020（令和2）年「第6期丹波市障害者福祉計画等策定に係る実態調査」より

○障がいのある人の権利擁護について

障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをしたかについてみると、「ない」が48.5%、「少しある」が14.7%、「ある」が13.1%となっています。手帳別にみると、身体、療育、精神いずれも「ない」がそれぞれ52.4%、44.1%、35.6%と最も高くなっています。



第2次丹波市人権施策基本方針（障がいのある人の人権）

（1）現況

障がいのある人の人権問題の国際的な取組は、国連において、1981（昭和56）年を「国際障害者年」とする決議が採択され、国連アジア太平洋経済社会委員会において1993（平成5）年から2002（平成14）年までの10年間を「アジア太平洋障害者の10年」とする決議が採択され、2006（平成18）年には「障害者の権利に関する条約」が採択され、社会への完全参加と平等を基本理念に、さらに継続して取り組むこととされています。

わが国における取組は、1982（昭和57）年「障害者対策に関する長期計画」が策定された後、関連する法律や計画の改正や制定が次々と定められてきました。「障害者基本法」（平成25年改正）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（平成26年改正）、「障害者基本計画（第3次）」（平成25年策定）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成26年改正）などに基つき事業が推進されています。また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年施行）、「障害者の権利に関する条約（平成26年批准）」や、平成28年施行予定の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基つき、人権擁護の一層の取組推進が求められています。

近年は、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）※1の考え方に基つき、障がいのある人もない人も社会の一員として互いに尊重し支えあいながら、地域のなかで共に生活できる社会の実現に向け、障がいのある人の人権を保障する施策を推進することが求められています。しかし、障がいのある人に対する偏見や差別意識等の心の障壁、建築物や歩道の段差などの物的障壁、資格・免許等の制度面での障壁など、障がいのある人の自立と社会参加を阻む障壁が丹波市においても存在しており、それらを社会的に無くしていく取組の実行が求められています。

（※1：障がいのある人を社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。）

（2）課題

- 社会的な障壁の除去に向けた取組の推進
- ライフステージにおける障がいのある人に対する支援と権利擁護
- 子どもや女性、外国人の障がいのある人といった立場の弱い人々への特段の配慮
- 障がいのある人に対する虐待防止対策の推進
- 本人の自己決定の尊重と自立と社会参加の促進に向けた支援の充実

（3）施策の方向性

①心のバリアフリーの推進

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の考え方を普及させるため、「障害者週間」（12月3日～9日）の周知や講演会など、市民が障がいのある人に対する理解を深めるよう啓発活動を推進します。

また、日常生活において障がいのある人と障がいのない人がふれあい、交流をすることによって、障がいについての理解を深め人権尊重の意識を高める活動に関係機関と連携して推

進します。

さらに、障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の法的義務を明確化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月から施行されることに伴い、行政においてその対応方針を定めて、関係機関や団体と連携して推進し、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指します。

②地域生活や自立・社会参加の支援と権利擁護

生活の場としてのグループホームや福祉ホーム、働く場や活動の場としての地域活動支援センターや就労移行支援・就労継続支援事業所などの充実や必要に応じてホームヘルプサービス等の在宅サービスの提供など、障がいのある人の地域での生活を支援する施策の推進と併せて、障がいのある人の権利擁護の取組を推進します。

また、学校教育や地域生活等幅広い分野において、障がいのある人へのボランティア活動に対する理解を深め、各種のボランティア活動に積極的な参加を促します。

社会参画にあたっては雇用の確保が重要となることから、ジョブコーチ※ 1 の活用や雇用に関する相談・支援とともに、企業・事業所等への普及・啓発、国や県と連携した支援措置の充実等に取り組みます。

(※ 1：職場適応援助者の通称。障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人をさす)

③生活環境づくりと支援

障がいのある人の安全で快適な生活と社会参加の環境整備として、「福祉のまちづくり条例」の活用や、民間の建物や住宅、道路、公園等のユニバーサルデザイン化を推進します。

また、公共施設などの物理的バリアフリー化はもとより、窓口対応等についても、障がいのある人の人権に配慮した対応や情報の提供など情報バリアフリー化に努めます。さらに各種生活支援サービス事業の推進を図ります。

さらに、近年の水害や土砂災害などに対する災害時の要援護者の支援体制はもとより個人情報保護についても対応していきます。

④障がいのある人への虐待防止

障がいのある人への虐待の防止や早期発見・早期対応を図るためには、関係機関との連携協力が重要となります。このため、「丹波市障がい者虐待対策地域連絡会」において、障がいのある人への虐待防止対策の検討、普及啓発、情報交換や研修などを行い、地域関係機関のネットワークの強化を図っていきます。

また、市内の障害福祉サービス事業所等が開催する障がい者虐待防止に関する研修会等に講師を派遣し、障がいのある人への虐待防止に関する基礎知識、障がいのある人の権利擁護に関する啓発等を行います。

⑤障がい児療育支援の充実

障がいのある子どもが早期に適切な療育が受けられるように、丹波市立子ども発達支援センターが総合窓口となり、医療、保健、福祉、教育の連携のもと、子どもの成長と学びの連続性を踏まえ、ライフステージに通じた一貫した療育支援の充実を図り、子どもの個性や能力を十分に発揮できる支援を行います。